

勸告	説明図表番号
<p><b>イ 野鳥の検査等の実施状況</b></p> <p>環境省は、希少鳥類の保全等を目的として、野鳥において大量死のおそれがある高病原性鳥インフルエンザの早期発見と大量発生時の円滑な対応、技術的な対応能力の向上等について「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（平成26年9月環境省自然環境局）を作成し、これに基づき、都道府県は、環境省から技術的支援を受けるなどにより、糞便採取調査、鳥類生息状況等調査、死亡野鳥等調査（以下「野鳥の検査等」と総称する。）を同省と共同で実施している。</p> <p>これに対し、低病原性鳥インフルエンザウイルスについては、本来野鳥が保有しており、野鳥の検査等で検出されても特に影響がないと考えられることから、同マニュアルにおいては、野鳥の検査等で低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された場合の対応は具体的に定められていない。</p> <p>他方、家きんにおいては、低病原性鳥インフルエンザウイルスは、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同じく伝播力が強く、海外では高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した事例も確認されていることから、農林水産省は、防疫指針（鳥インフルエンザ）において、環境省から渡り鳥の飛来状況調査、野鳥の検査等の結果の情報提供を受け、必要に応じて都道府県、関係団体等に迅速に情報提供するとともに、ホームページ等を通じて公表することとしている。</p> <p>今回、調査対象17道府県における野鳥の検査等の実施状況を調査したところ、以下のとおり、野鳥の検査等で低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された場合の発生情報が農林水産省から都道府県、関係団体等に通知されておらず、また、一部の県において糞便採取調査の採材の採取地点及び採取時期の見直しが適切に行われないうまま、継続して調査が実施されている状況がみられた。</p> <p>① 低病原性鳥インフルエンザウイルス検出時の対応</p> <p>調査した17道府県において、平成23年10月から27年2月までの野鳥の検査等における低病原性鳥インフルエンザウイルスの検出時の対応を調査したところ、検出された11例について、環境省から情報提供を受けた農林水産省は、当該情報を都道府県等に通知せず、ホームページ等による公表も実施していない。</p> <p>なお、道府県の中には、国に対し、低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された場合には、家きんの所有者に対する注意喚起等の準備を行う必要があるため、検査結果を早期に連絡してほしいとの意見がみられた。</p> <p>② 糞便採取調査の採取地点及び採取時期の見直し</p> <p>「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」において、糞便採取調査の採取地点は、ガンカモ類の生息地、採餌地などで、具体的には河口部の干潟・河川敷などの水際、夜間採餌している畑地が適しているとされ</p>	<p>表2-(2)-イ-①</p> <p>表2-(2)-ア-① (再掲)</p> <p>表2-(2)-イ-②</p> <p>表2-(2)-イ-① (再掲)</p>

ており、具体的な採取地点については、都道府県が環境省の助言を受け設定している。

調査した 17 道府県における平成 23 年 10 月から 26 年 4 月までの糞便採取調査の糞便採取の状況をみると、次のとおり、3 県において、採取地点及び採取時期の見直しが適切に行われないうまま、継続して調査が実施された結果、採材の実績が全くない又は低調となっている例がみられた。

- i) 採取地点である河口に架かる橋の補修工事の影響で野鳥の飛来が見込めないことが事前に明らかであるにもかかわらず、採取地点の見直しが行われずに、平成 25 年 10 月から 26 年 4 月までの 4 回の調査で 1 度も糞便を採取できていないもの（秋田県）
- ii) 採取地点よりも多数の野鳥が飛来している別の地点がみられるが、採取地点の見直しが行われていないもの（宮城県）
- iii) 環境省から県に対する連絡が明確でなかったため、採取地点及び採取時期を変更できることを県が十分認識しておらず、採材の実績が低調なまま採取地点及び採取時期の見直しが行われていないもの（群馬県）

#### 【所見】

したがって、農林水産省及び環境省は、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 農林水産省は、環境省から野鳥の検査等による低病原性鳥インフルエンザウイルスの検出に関する情報提供を受けた場合、必要に応じて都道府県、関係団体等に対する情報提供を迅速に実施すること。
- ② 環境省は、糞便採取調査における採取地点及び採取時期について、野鳥の飛来状況や都道府県における糞便採取の状況などを踏まえて、その設定を適時に見直すよう都道府県に対し助言すること。

表 2-(2)-イ-③

表 2-(2)-イ-① 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

(平成 26 年 9 月環境省自然環境局) (抜粋)

I. 1. 2. 調査の目的

野鳥で高病原性鳥インフルエンザに関するサーベイランス（調査）を行う目的は、

- (1) 野鳥が海外から日本に高病原性鳥インフルエンザウイルスを持ち込んだ場合に早期発見する
- (2) 高病原性鳥インフルエンザウイルスにより国内の野鳥が死亡した場合に早期発見する
- (3) 高病原性鳥インフルエンザの発生があった場合には、ウイルスの感染範囲の状況を把握することである。サーベイランスの情報をもとに、関係機関と連携し、野鳥での感染拡大の防止に努めること等により、希少鳥類や個体群の保全及び生物多様性の保全に寄与する。また、関係機関への適切な情報提供により、家きんや人への感染予防及び感染拡大の防止にも寄与する。さらに、調査結果に基づく正しい情報の提供により、社会的不安を解消する。

(以下略)

II. 1. 3. 糞便採取調査

毎年 10 月から 4 月（北海道は渡去状況をみて 5 月まで）にかけて、渡り鳥の集団飛来地などを対象に定期的に糞便を採取し、ウイルス保有状況調査を実施する。原則として各都道府県 1 カ所の調査地を対象とし、10 月に一斉調査を実施した後、概ね 2 ヶ月に 1 回、ガンカモ類の糞便を採取し、検査機関に送付、ウイルス保有状況調査を行う。

(以下略)

II. 2. 2. 発生地での対応（野鳥監視重点区域）

環境省は、国内で野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生が認められた段階（糞便採取調査の確定検査の結果、陰性となった場合）、又は発生が見込まれた段階（死亡野鳥等調査の簡易検査、又は遺伝子検査の結果、陰性となった場合）で、当該糞便が採取された、又は当該死亡野鳥等が回収された場所を中心とする半径 10km(10km は目安であり、地形等を考慮して適宜拡大、縮小する)を野鳥監視重点区域に指定する。

II. 2. 2. 1 発生地周辺での調査（鳥類生息状況等調査及び死亡野鳥等調査）

都道府県は、管内の野鳥監視重点区域において、野生鳥獣の異常の監視を強化し、巡視及び聞き取りを行い、死亡個体や衰弱個体の早期発見・回収に努める。（中略）

また、環境省は、原則として、発生が確定した段階で野鳥緊急調査チームを現地に派遣し、必要に応じて環境試料等調査（Ⅲ. 4 p 66 参照）を実施する。その際には、都道府県には発生地周辺におけるガンカモ類等の野鳥の生息種や生息場所等の環境情報、地図の提供などを行い、調査体制構築に向けての協力が期待される。

(以下略)

III. 3. 3. 糞便採取調査の方法

(2) 調査地

- ◆ 各採取地の中で、2~5 カ所程度の採取地点を選定する。地元の野鳥や自然環境情報に詳しい人からガンカモ類の集まっている場所を聞き取ると良い。
- ◆ 採取地点に適しているのは、ガンカモ類の生息地、休憩地、採餌地などで、具体的には河口部の干潟・河川敷・湖・沼・ダム湖などの水際、夜間採餌している畑地などである。ダム湖などではボートから岸辺の糞便を採取する。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2-(2)-イ-② 低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された例

採取日	確定検査機関	検体数	ウイルス亜型
平成 23 年 12 月 21 日	鳥取大学	4	①H7N7(3) ②H7N7・H7N3 の共感染(1)
24 年 1 月 25 日	北海道大学	2	H7N1
2 月 20 日	動物衛生研究所	2	H7N7
11 月 28 日	動物衛生研究所	1	H7N1
25 年 2 月 21 日	動物衛生研究所	1	H7N1
10 月 28 日	動物衛生研究所	1	H5N3
26 年 10 月 17 日	動物衛生研究所	1	H5N2
10 月 27 日	鳥取大学	1	H5N2
11 月 18 日	鳥取大学	1	H7N7
11 月 19 日	鳥取大学	1	H7N2
27 年 2 月 23 日	鳥取大学	1	H7N7

(注) 環境省の資料を基に当省が作成した。

表 2-(2)-イ-③ 採取地点及び採取時期の見直しが適切に行われないうまま、継続して調査が実施された結果、糞便採取調査の実績が全くない又は低調となっている例

調査対象道府県	調査結果																								
秋田県	<p>平成 23 年 10 月から 26 年 4 月までの糞便採取調査の採材の実績が低調であり、特に、25 年 10 月から 26 年 4 月では、糞便の採取地点である河口に架かる橋の補修工事の影響で、渡り鳥の飛来が大幅に減少しており、1 度も糞便を採取できていない。</p> <p>表 過去 3 年の糞便採取調査の実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>10 月</th> <th>12 月</th> <th>2 月</th> <th>4 月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 23 年 10 月～24 年 4 月</td> <td>4 個</td> <td>24 個</td> <td>50 個</td> <td>2 個</td> <td>80 個</td> </tr> <tr> <td>24 年 10 月～25 年 4 月</td> <td>1 個</td> <td>0 個</td> <td>29 個</td> <td>1 個</td> <td>31 個</td> </tr> <tr> <td>25 年 10 月～26 年 4 月</td> <td>0 個</td> <td>0 個</td> <td>0 個</td> <td>0 個</td> <td>0 個</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」により、糞便採取調査は、各回 100 個の糞便を採取して検査することとされている。</p>	時期	10 月	12 月	2 月	4 月	合計	平成 23 年 10 月～24 年 4 月	4 個	24 個	50 個	2 個	80 個	24 年 10 月～25 年 4 月	1 個	0 個	29 個	1 個	31 個	25 年 10 月～26 年 4 月	0 個	0 個	0 個	0 個	0 個
時期	10 月	12 月	2 月	4 月	合計																				
平成 23 年 10 月～24 年 4 月	4 個	24 個	50 個	2 個	80 個																				
24 年 10 月～25 年 4 月	1 個	0 個	29 個	1 個	31 個																				
25 年 10 月～26 年 4 月	0 個	0 個	0 個	0 個	0 個																				
宮城県	<p>平成 23 年 10 月から 26 年 4 月までの糞便採取調査の実績は、次表のとおりであり、採取した割合はいずれの時期においても 50%程度で推移している。</p> <p>一方、環境省はガンカモ類の冬期の生息状況の把握を目的として、都道府県の協力を得てガンカモ類の生息調査を毎年 1 月に実施しており、宮城県ではこれに加えて独自に毎年度 11 月と 3 月にも生息調査を実施している。この生息調査の結果は、次表のとおりであり、糞便採取調査の採取地点（調査地 A）よりも多数の渡り鳥が飛来している地点（調査地 B 及び調査地 C）がみられる。</p> <p>しかし、当該調査の開始時に採取地点を決定して以降、より多数の野鳥が飛来する地</p>																								

調査対象 道府県	調査結果																																																									
	<p>点が明らかになっているにもかかわらず、糞便採取調査の採取地点の見直しは行われていない。</p> <p>表 調査地ごとの野鳥の飛来状況</p> <table border="1" data-bbox="296 416 1455 1057"> <thead> <tr> <th rowspan="3">調査年度</th> <th rowspan="3">時期</th> <th colspan="2">糞便採取調査</th> <th colspan="3">ガンガモ類の生息調査</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">糞便採取数 (4 回合計)</th> <th colspan="2">調査地 A</th> <th>調査地 B</th> <th>調査地 C</th> </tr> <tr> <th>飛来数</th> <th>飛来数</th> <th>飛来数</th> <th>飛来数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">平成 23 年度</td> <td rowspan="3">23 年 10 月 ～24 年 4 月</td> <td rowspan="3">188 個 (47.0%)</td> <td>616 羽</td> <td>72,431 羽</td> <td>98,403 羽</td> </tr> <tr> <td>479 羽</td> <td>62,299 羽</td> <td>83,155 羽</td> </tr> <tr> <td>614 羽</td> <td>30,391 羽</td> <td>3,059 羽</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">24 年度</td> <td rowspan="3">24 年 10 月 ～25 年 4 月</td> <td rowspan="3">211 個 (52.8%)</td> <td>1,501 羽</td> <td>68,488 羽</td> <td>127,097 羽</td> </tr> <tr> <td>1,068 羽</td> <td>69,672 羽</td> <td>60,618 羽</td> </tr> <tr> <td>757 羽</td> <td>36,225 羽</td> <td>12,082 羽</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">25 年度</td> <td rowspan="3">25 年 10 月 ～26 年 4 月</td> <td rowspan="3">200 個 (50.0%)</td> <td>426 羽</td> <td>63,174 羽</td> <td>59,203 羽</td> </tr> <tr> <td>740 羽</td> <td>79,617 羽</td> <td>54,961 羽</td> </tr> <tr> <td>303 羽</td> <td>13,543 羽</td> <td>3,763 羽</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 糞便採取調査は、各回 100 個の糞便を採取して検査することとされており、宮城県においては、糞便採取調査を 10 月、12 月、2 月及び 4 月の計 4 回実施している。</p> <p>2 「糞便採取数」欄には、4 回の合計数を計上し、( )内は、年間の採取予定数 (400 個) を基に糞便の採取割合を計上した。</p> <p>3 野鳥の飛来数は、ガン類、ハクチョウ類、カモ類の飛来数の合計であり、「飛来数」欄の上段は 11 月、中段は 1 月、下段は 3 月の飛来数を示す。</p>						調査年度	時期	糞便採取調査		ガンガモ類の生息調査			糞便採取数 (4 回合計)	調査地 A		調査地 B	調査地 C	飛来数	飛来数	飛来数	飛来数	平成 23 年度	23 年 10 月 ～24 年 4 月	188 個 (47.0%)	616 羽	72,431 羽	98,403 羽	479 羽	62,299 羽	83,155 羽	614 羽	30,391 羽	3,059 羽	24 年度	24 年 10 月 ～25 年 4 月	211 個 (52.8%)	1,501 羽	68,488 羽	127,097 羽	1,068 羽	69,672 羽	60,618 羽	757 羽	36,225 羽	12,082 羽	25 年度	25 年 10 月 ～26 年 4 月	200 個 (50.0%)	426 羽	63,174 羽	59,203 羽	740 羽	79,617 羽	54,961 羽	303 羽	13,543 羽	3,763 羽
調査年度	時期	糞便採取調査		ガンガモ類の生息調査																																																						
		糞便採取数 (4 回合計)	調査地 A		調査地 B	調査地 C																																																				
			飛来数	飛来数	飛来数	飛来数																																																				
平成 23 年度	23 年 10 月 ～24 年 4 月	188 個 (47.0%)	616 羽	72,431 羽	98,403 羽																																																					
			479 羽	62,299 羽	83,155 羽																																																					
			614 羽	30,391 羽	3,059 羽																																																					
24 年度	24 年 10 月 ～25 年 4 月	211 個 (52.8%)	1,501 羽	68,488 羽	127,097 羽																																																					
			1,068 羽	69,672 羽	60,618 羽																																																					
			757 羽	36,225 羽	12,082 羽																																																					
25 年度	25 年 10 月 ～26 年 4 月	200 個 (50.0%)	426 羽	63,174 羽	59,203 羽																																																					
			740 羽	79,617 羽	54,961 羽																																																					
			303 羽	13,543 羽	3,763 羽																																																					
群馬県	<p>平成 23 年 10 月から 26 年 4 月までの糞便採取調査の実績は、次表のとおり、採取時期について、過去 3 年間でいずれも 10 月、4 月には全く採取の実績がないにもかかわらず、23 年 10 月以降、変更されていない。また、採取地点についても、本調査が開始された 20 年以降、変更されていない。</p> <p>表 糞便採取調査の実績</p> <table border="1" data-bbox="280 1585 1449 1787"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>10 月</th> <th>12 月</th> <th>2 月</th> <th>4 月</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 23 年 10 月～24 年 4 月</td> <td>0 個</td> <td>100 個</td> <td>100 個</td> <td>0 個</td> <td>200 個</td> </tr> <tr> <td>24 年 10 月～25 年 4 月</td> <td>0 個</td> <td>100 個</td> <td>100 個</td> <td>0 個</td> <td>200 個</td> </tr> <tr> <td>25 年 10 月～26 年 4 月</td> <td>0 個</td> <td>100 個</td> <td>30 個</td> <td>0 個</td> <td>130 個</td> </tr> </tbody> </table> <p>このように採材できない時期及び採取地点が毎年選定されている理由について、群馬県 (本庁担当課) では、「詳しい経緯は不明であるが、平成 20 年に本調査を始めた際に、環境省から現在の採取地点の指定があり、当時から変更がなされていない。また、採材時期及び採取地点は、環境省からの実施依頼の通知で指定されているため、これにのっとり実施している。」としている。</p>						時期	10 月	12 月	2 月	4 月	合計	平成 23 年 10 月～24 年 4 月	0 個	100 個	100 個	0 個	200 個	24 年 10 月～25 年 4 月	0 個	100 個	100 個	0 個	200 個	25 年 10 月～26 年 4 月	0 個	100 個	30 個	0 個	130 個																												
時期	10 月	12 月	2 月	4 月	合計																																																					
平成 23 年 10 月～24 年 4 月	0 個	100 個	100 個	0 個	200 個																																																					
24 年 10 月～25 年 4 月	0 個	100 個	100 個	0 個	200 個																																																					
25 年 10 月～26 年 4 月	0 個	100 個	30 個	0 個	130 個																																																					

調査対象 道府県	調査結果
	<p>しかし、環境省では、採取時期については事前に示しているものの、採取地点については、都道府県の担当者に対して、現採取地点に鳥が飛来しなくなった等により採取地点の変更を希望する場合は連絡するよう求めていることから、同省からの連絡が正しく伝わっていなかったものとみられる。</p>

(注) 当省の調査結果による。